

陳情第167号 参政党の公共施設の使用を禁止することに関する陳情（資料）

1 陳情の要旨について

国政政党である参政党は、政党政治を否定し、自由民主主義体制を脅かす危険なファシズム政党であることが露見した。国民に警鐘を鳴らすため、参政党が公共施設で政治活動を行わないようにしてほしい。

2 政党について

(1) 政党の定義（政治資金規正法第3条）

政党とは、政治団体※₁のうち、①所属国会議員が5人以上である団体、又は、②所属国会議員が1人以上、かつ、直近の衆議院議員総選挙等※₂における全国を通じた得票率が2%以上の団体をいう。

※₁政治団体とは、次の団体をいう。

- ①政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体
- ②特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体
- ③次に掲げる活動をその主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体
 - イ 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
 - ロ 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対すること。

※₂直近の衆議院議員総選挙等とは、次の選挙をいう。

- ①前回の衆議院議員総選挙（小選挙区選挙又は比例代表選挙）
- ②前回の参議院議員通常選挙（比例代表選挙又は選挙区選挙）
- ③前々回の参議院議員通常選挙（比例代表選挙又は選挙区選挙）

(2) 参政党の所属国会議員数及び得票率

参政党の所属国会議員数は、1人である（衆議院議員0人、参議院議員1人）。

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における、参政党の比例代表選挙の得票数は1,768,385,409票、得票率は3.33%である。

したがって、参政党は、上記(1)②の定義による政党に該当する。

3 政党の政治活動について

憲法第21条第1項は、「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」と定め、政治的行為は、「行動としての面をもつほかに、政治的意見の表明としての面をも有」し、「その限りにおいて、憲法21条による保障を受ける」ものとされている（最高裁昭和49年11月6日大法廷判決）。

また、政党については、「憲法は政党について規定するところがなく、これに特別の地位を与えてはいない」ものの、「憲法は、政党の存在を当然に予定しているものというべきであり、政党は議会制民主主義を支える不可欠の要素」であり、「国民の政治意思を形成する最も有力な媒体」であるとされている（最高裁昭和45年6月24日大法廷判決）。

4 公の施設の利用不許可について

(1) 地方自治法における公の施設の規定について

地方自治法第244条第2項には、地方公共団体及び指定管理者は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない旨が規定されている。

正当な理由に該当するかどうかは個別具体的に判断されることとなるが、一般的には、公の施設の利用に当たり使用料を支払わない場合、公の施設の利用者が予定人員を超える場合、その者に公の施設を利用させると他の利用者に著しく迷惑を及ぼす危険があることが明白な場合、公の施設の利用に関する規定に違反して公の施設を利用しようとする場合等は、正当な理由に該当するとされている。

(2) 公の施設の利用不許可に関する最高裁判例について

ア 泉佐野市民会館事件（最高裁平成7年3月7日判決）

中核派系の影響を受けた組織が泉佐野市民会館で集会を開催しようとしたところ、地方自治法第244条にいう公の施設である市民会館の使用許可の申請について、泉佐野市が会館の使用を許可してはならない事由を定める市立泉佐野市民会館条例第7条のうち第1号の「公の秩序をみだすおそれがある場合」及び第3号の「その他会館の管理上支障があると認められる場合」に該当すると判断し、不許可とする処分をした事件。

最高裁は、「公の秩序をみだすおそれがある場合」とは、集会の自由を保障する重要性よりも、集会が開かれることによって、人の生命・身体・財産が侵害され、公共の安全が損なわれる危険を回避し、防止することの必要性が優越する場合と限定して解すべきであり、危険性の程度としては、単に危険な事態を生ずる蓋然性があるだけでは足りず、明らかに差し迫った危険の発生が具体的に予見されることが必要であるとした。

事件に関しては、主催者グループが違法な実力行為を繰り返し、対立グループと暴力抗争を続けており、会館等での衝突が起これ、職員や住民等の生命等が侵害される客観的事実が具体的に明らかに予見され、不許可処分は違法でないとした。

イ 上尾市福社会館使用不許可事件（最高裁平成8年3月15日判決）

労働組合幹部の合同葬儀会場として上尾市福社会館を使用する許可申請がなされたが、館長は反対セクトの妨害のおそれがあると判断し、条例で定められている「会館の管理上支障があると認められる」場合に当たるとして不許可処分をした事件。

最高裁は、「会館の管理上支障があると認められるとき」という条例の規定は、支障が生ずる事態が、許可権者の主観により予測されるだけでなく、客観的な事実に照らして具体的に明らかに予測される場合に初めて、不許可にできることを定めたものとした上で、主催者が集会を平穩に行おうとしているのに、集会の目的や主催者の思想、信条等に反対する者が、実力で阻止し、妨害しようとして紛争を起こすおそれがあることを理由に利用を拒むことができるのは、警察の警備等によっても混乱を防止することができないなど特別な事情がある場合に限られるとした。

事件に関しては、そのような場合に当たらず、不許可処分は違法とした。

5 本市における公の施設の利用について

本市における公の施設については、施設ごとに設置根拠となる条例が定められており、施設利用の許可やその制限・取消し等についても各施設ごとに条例や規則で定められている。

したがって、各施設における利用の許可やその制限・取消し等については、上記最高裁判例の趣旨も踏まえながら、個別の事案ごとに、各施設の設置条例等の規定に基づき、各施設管理者が判断することとなる。